

アルコール健康障害対策推進基本計画の改正（新旧対照表）

改 正 案	現 行
<p>1. 教育の振興等</p> <p>（現状等）</p> <p>アルコール健康障害の発生を防止するためには、国民一人一人がアルコール関連問題に関する関心と理解を深め、自らアルコール健康障害の予防に必要な注意を払うことができるよう、正しい知識を普及することが必要である。</p> <p>飲酒に伴うリスクについては、教育や啓発が行われてきたが、法律で飲酒が禁止されている <u>20歳未満の者</u>や、飲酒すべきではないとされる妊婦の飲酒は、ゼロになっていない。</p> <p><u>生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合を性別で見ると、男性は低下傾向にあるが、女性は増加傾向である。</u></p> <p>アルコール依存症については、<u>社会全体の理解がまだ十分ではなく、誤解や偏見により、本人や家族が、アルコール依存症であることを認めたくないといった指摘がある。</u></p> <p>（目標）</p> <p><u>国民一人ひとりがアルコール健康障害を「我がこと」と認識できるよう、飲酒に伴うリスクに関するきめ細かな啓発の促進やアルコール依存症に関する適切な認識の普及を目標として以下の施策を実施する</u></p> <p>（1）学校教育等の推進</p> <p>①小学校から高等学校における教育</p> <p>○学校教育において、アルコールが心身に及ぼす影響などを<u>発達段階に応じて正しく認識させること</u>によって、<u>20歳未満の段階では飲酒をしないという判断力と態度を育てる。</u></p> <p style="text-align: right;">【文部科学省】</p>	<p>1. 教育の振興等</p> <p>（現状等）</p> <p>アルコール健康障害の発生を防止するためには、国民一人一人がアルコール関連問題に関する関心と理解を深め、自らアルコール健康障害の予防に必要な注意を払うことができるよう、正しい知識を普及することが必要である。</p> <p>飲酒に伴うリスクについては、教育や啓発が行われてきたが、法律で飲酒が禁止されている <u>未成年者</u>や、飲酒すべきではないとされる妊婦の飲酒は、ゼロになっていない。</p> <p>飲酒習慣のある者の割合を性別で見ると、男性は低下傾向にあるが、女性は横ばいの状況が続いている。また、年代別に見ると若い世代ほど男女間の差が縮小傾向にある。</p> <p>アルコール依存症については、誤解や偏見により、本人や家族が、アルコール依存症であることを認めたくないといった指摘がある。</p> <p>（目標）</p> <p>飲酒に伴うリスクに関する知識及びアルコール依存症は精神疾患であり、治療により回復するという認識を普及することを目標として以下の施策を実施する。</p> <p>（1）学校教育等の推進</p> <p>①小学校から高等学校における教育</p> <p>○学校教育において、アルコールが心身に及ぼす影響などを正しく認識させることによって、<u>未成年の段階では飲酒をしないという判断力と態度を育てる。</u></p> <p style="text-align: right;">【文部科学省】</p>

○学校における飲酒に関する教育の充実を図るため、教職員等を対象とした会議等の場において、アルコールが心身に及ぼす影響等について、周知する。

【文部科学省】

②大学等における取組の推進

○大学等の教職員が集まる会議等を活用し、飲酒に伴うリスクの啓発やアルコールハラスメント、20歳未満の者の飲酒防止等についての必要な周知を行うことにより、各大学等における入学時オリエンテーションでの学生への周知啓発等の取組を促す。

【文部科学省】

③医学・看護・福祉・介護・司法等の専門教育

○大学における医学教育においては、基本法の趣旨を踏まえ、医学教育モデル・コア・カリキュラムに治療等を含め位置付けられているアルコール依存症に関する教育などについて、各大学に周知する。

【文部科学省、厚生労働省<障害保健福祉部>】

○その他の関連分野についても、基本法の趣旨を踏まえ、関係教育機関に必要な周知を行う。

【文部科学省、厚生労働省<障害保健福祉部>】

④自動車教習所における周知

○飲酒開始年齢に近い世代の運転免許取得者に対し、自動車教習所で実施している飲酒運転防止に係るカリキュラムの確実な履行を徹底する。

【警察庁】

○学校における飲酒に関する教育の充実を図るため、教職員等を対象とした会議等の場において、アルコールが心身に及ぼす影響等について、周知する。

【文部科学省】

②大学等に対する周知

○大学等の学生担当の教職員が集まる会議等の場において、飲酒に伴うリスクの啓発やアルコールハラスメント、未成年者の飲酒防止等についての、各大学等の取組を促すため、必要な周知を行う。

【文部科学省】

③医学・看護・福祉・介護・司法等の専門教育

○大学における医学教育においては、基本法の趣旨を踏まえ、医学教育モデル・コア・カリキュラムに治療等を含め位置付けられているアルコール依存症に関する教育などについて、各大学に周知する。

【文部科学省、厚生労働省<障害保健福祉部>】

○その他の関連分野についても、基本法の趣旨を踏まえ、周知する。

【文部科学省、厚生労働省<障害保健福祉部>】

④自動車教習所における周知

○飲酒開始年齢に近い世代の運転免許取得者に対し、自動車教習所で実施している飲酒運転防止に係るカリキュラムの確実な履行を徹底する。

【警察庁】

(2) 家庭に対する啓発の推進

○20歳未満の者の飲酒を防止するための家庭における取組に資するよう、当該者の飲酒に伴うリスク等を示した保護者向けの啓発資材を周知し、その活用を図る。

【文部科学省、厚生労働省<障害保健福祉部>】

(3) 職場教育の推進

○交通労働災害の防止の観点から講習等の機会を活用し、飲酒に伴うリスクのより一層の周知を事業者に促す。

【厚生労働省<労働基準局>】

○自動車運送事業における運転者の飲酒運転の防止のため、講習・セミナー等を通じ、運行管理者・運転者に対してアルコールに関する基礎知識や飲酒運転の禁止等について周知・指導を行う。また、点呼時のアルコール検知器の使用と目視等での酒気帯びの有無の確認について、更なる徹底を図る。

【国土交通省】

(4) 広報・啓発の推進

①飲酒に伴うリスクに関する知識の普及の推進

○アルコール関連問題啓発週間等の機会を通じ、飲酒すべきではない者、女性や若年者、高齢者など特有の影響に留意すべき者など、飲酒に伴うリスクについて、対象に応じた正しい知識を普及し、不適切な飲酒の防止を図る。

【関係省庁】

○国民のそれぞれの状況に応じた適切な飲酒量・飲酒行動の判断に資するよう、飲酒量をはじめ、飲酒形態、年齢、性別、体質等によってど

(2) 家庭に対する啓発の推進

○家庭における未成年者の飲酒を防止するために家庭における教育に資するよう、保護者向けの啓発資材を作成し、教育委員会等を通じて周知を図り、未成年の飲酒に伴うリスクを保護者に伝える。

【文部科学省、厚生労働省<障害保健福祉部>】

(3) 職場教育の推進

○交通労働災害の防止の観点から講習等の機会を活用し、飲酒に伴うリスクのより一層の周知を事業者に促す。

【厚生労働省<労働基準局>】

○自動車運送事業における運転者の飲酒運転の防止のため、講習・セミナー等を通じ、運行管理者・運転者に対してアルコールに関する基礎知識や飲酒運転の禁止等について周知・指導を行う。また、点呼時のアルコール検知器の使用と目視等での酒気帯びの有無の確認について、更なる徹底を図る。

【国土交通省】

(4) 広報・啓発の推進

①飲酒に伴うリスクに関する知識の普及の推進

○アルコール関連問題啓発週間等の機会を通じ、飲酒すべきではない者、特有の影響に留意すべき者など、飲酒に伴うリスクについて、対象に応じた正しい知識を普及し、不適切な飲酒の防止を図る。

【関係省庁】

のようなリスクがあるのか等、より具体的で分かりやすい「飲酒ガイドライン」を作成し、様々な場面での活用、周知を図る。

【厚生労働省<障害保健福祉部（健康局）>】

○飲酒に伴うリスクに関する指標等を、飲酒すべきではない者、女性や若年者、高齢者などの対象者による相違の観点も含めて整理し、その他のアルコール関連問題に関する正しい知識も集約した、分かりやすい啓発資料を作成し、周知を図る。

【厚生労働省<障害保健福祉部（健康局）>】

○がんをはじめとする生活習慣病や睡眠に及ぼす飲酒の影響やその他のアルコール関連問題に関する情報をホームページ等の周知ツールを用いて、職域・地域を含む社会全体に対し周知を図る。

【厚生労働省<障害保健福祉部、健康局、労働基準局>】

○アルコール健康障害に関する知識や認識等に関する幅広い現況調査を実施する。

【厚生労働省<障害保健福祉部>】

②アルコール依存症に関する正しい知識・理解の啓発の推進

○国、地方公共団体、関係団体、事業者等が連携して、アルコール依存症について、以下の2点に重点を置いた啓発を実施する。

(i) アルコール依存症は、飲酒をしていれば、誰でもなる可能性があること、飲酒をコントロールできなくなる精神疾患であること、治療や断酒に向けた支援を行うことにより十分回復しうること、家族等の周囲にも影響を及ぼすこと

(ii) アルコール依存症の当事者やその家族がアルコール依存症の問題に気付くことができるような、アルコール依存症の初期症状等の情

○飲酒に伴うリスクに関する指標等を、飲酒すべきではない者、女性や高齢者などの対象者による相違の観点も含めて整理し、その他のアルコール関連問題に関する正しい知識も集約した、分かりやすい啓発資料を作成し、周知を図る。

【厚生労働省<障害保健福祉部（健康局）>】

○生活習慣病や睡眠に及ぼす飲酒の影響やその他のアルコール関連問題に関する情報をホームページ等の周知ツールを用いて、職域・地域を含む社会全体に対し周知を図る。

【厚生労働省<障害保健福祉部、健康局、労働基準局>】

②アルコール依存症に関する正しい知識・理解の啓発の推進

○国、地方公共団体、関係団体、事業者等が連携して、アルコール依存症について、以下の2点に重点を置いた啓発を実施する。

(i) アルコール依存症は、飲酒をしていれば、誰でもなる可能性があること、飲酒をコントロールできなくなる精神疾患であること、治療や断酒に向けた支援を行うことにより十分回復しうること

(ii) アルコール依存症の当事者やその家族がアルコール依存症の問題に気付くことができるような、アルコール依存症の初期症状等の情

報

※ 啓発に際しては、多量の飲酒など不適切な飲酒習慣を持つ者が、その飲酒習慣を改める機会となることも視野にいれるとともに、自助グループ等と連携し、アルコール依存症の回復者が体験談の講演等を行う社会啓発活動の活用を図る。

【厚生労働省<障害保健福祉部>】

③地方公共団体、関係団体、事業者等との連携による社会全体での取組
○20歳未満の者や妊産婦の飲酒を防止するため、地方公共団体、関係団体、事業者等と連携し、社会全体で、飲酒が20歳未満の者や胎児・乳児へ及ぼす影響に関する正しい知識の普及に取り組む。

【関係省庁、厚生労働省<健康局、子ども家庭局>】

○アルコール健康障害に関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の防止に資するため、地方公共団体、関係団体、事業者等と連携し、社会全体で、飲酒が身体運動機能や認知機能に及ぼす影響や、飲酒の結果、理性の働きが抑えられること等の正しい知識の普及に取り組む。

【関係省庁】

報

※ 啓発に際しては、多量の飲酒など不適切な飲酒習慣を持つ者が、その飲酒習慣を改める機会となることも視野にいれるとともに、自助グループ等と連携し、アルコール依存症の回復者が体験談の講演等を行う社会啓発活動の活用を図る。

【厚生労働省<障害保健福祉部>】

③地方公共団体、関係団体、事業者等との連携による社会全体での取組
○未成年者や妊産婦の飲酒を防止するため、地方公共団体、関係団体、事業者等と連携し、社会全体で、飲酒が未成年者や胎児・乳児へ及ぼす影響に関する正しい知識の普及に取り組む。

【関係省庁、厚生労働省<健康局、子ども家庭局>】

○アルコール健康障害に関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の防止に資するため、地方公共団体、関係団体、事業者等と連携し、社会全体で、飲酒が身体運動機能や認知機能に及ぼす影響や、飲酒の結果、理性の働きが抑えられること等の正しい知識の普及に取り組む。

【関係省庁】

2. 不適切な飲酒の誘引の防止

(現状等)

アルコール健康障害の発生を防止するためには、不適切な飲酒を誘引しない社会を形成していくことが必要であり、これまでも、20歳未満の者への酒類販売・供与・提供の禁止の周知や、違反者に対する指導・取締りを行ってきた。また、酒類業界において、商品の広告や表示に関する自主基準を遵守し、その取組を進めている。

酒類関係事業者には、基本法を踏まえ、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に資するための自主基準の改定等の取組を講ずることが望まれる。

(目標)

国、地方公共団体及び酒類関係事業者が連携し、社会全体で、不適切な飲酒の誘引を防止することを目標として以下の施策を実施する。

(1) 広告

○酒類業界は、不適切な飲酒を誘引することのないよう、テレビ広告における起用人物の年齢や飲酒の際の効果音・描写方法にも配慮した広告・宣伝に関する自主基準の遵守を継続する。

また、20歳未満の者の飲酒の誘引防止の観点から、企業のホームページにおいて、年齢認証等の導入に努めていく。

さらに、電子広告などの新たな広告媒体においても、20歳未満の者や妊産婦などの飲酒すべきでない者及びアルコール依存症の当事者に対して飲酒を誘引しないよう特段の配慮を行う。

【国税庁】

○国は、広報等が依存症である者にどのような影響を与えるのかについて科学的知見の集積を図り、酒類業界は、知見を踏まえて必要な取組を検討する。

2. 不適切な飲酒の誘引の防止

(現状等)

アルコール健康障害の発生を防止するためには、不適切な飲酒を誘引しない社会を形成していくことが必要であり、これまでも、未成年者への酒類販売・供与・提供の禁止の周知や、違反者に対する指導・取締りを行ってきた。また、酒類業界において、商品の広告や表示に関する自主基準を策定するなどの取組を進めている。

酒類関係事業者には、基本法を踏まえ、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に資するための自主基準の改定等の取組を講ずることが望まれる。

(目標)

国、地方公共団体及び酒類関係事業者が連携し、社会全体で、不適切な飲酒の誘引を防止することを目標として以下の施策を実施する。

(1) 広告

○酒類業界は、未成年者や妊産婦などの、飲酒すべきではない者の飲酒の誘引防止及びアルコール依存症の当事者への配慮の観点から、不適切な飲酒を誘引することのないよう広告・宣伝に関する自主基準を改正し、テレビ広告における起用人物の年齢の引上げ及び飲酒の際の効果音・描写方法の見直しを行う。

【国税庁】

【厚生労働省（障害保健福祉部）、国税庁】

(2) 表示

○酒類業界は、20歳未満の者の飲酒防止の観点から、酒類と清涼飲料との誤認による不適切な飲酒を誘引することのないよう、引き続き、低アルコール飲料の酒類の容器に表示している「酒マーク」の認知向上を図る。

【国税庁】

○酒類業界は「1. 教育の振興等」の「(4) 広報・啓発の推進」の「①飲酒に伴うリスクに関する知識の普及の促進」により作成される「飲酒ガイドライン」の内容、活用・周知の状況も踏まえつつ、酒類の容器にアルコール量を表示することについて検討を行う。

【国税庁】

(3) 販売

○酒類業者に対し、20歳未満の者への販売の禁止の周知を徹底するとともに、酒類の特殊性とリスクについての知識の習得を含め、適正な販売管理の確保が図られるよう、酒類販売管理研修の定期的な受講を引き続き強く促す。

なお、酒類業者には、致酔性、依存性等の酒類の特殊性を踏まえた販売価格を設定することが望まれる。

【国税庁】

○酒類を販売又は供与する営業者による 20歳未満の者への酒類販売・供与について、指導・取締りの強化を図る。

【警察庁】

(2) 表示

○酒類業界は、未成年者の飲酒防止の観点から、酒類と清涼飲料との誤認による不適切な飲酒を誘引することのないよう、低アルコール飲料の酒類の容器に表示している「酒マーク」の認知向上策等について検討する。

【国税庁】

(3) 販売

○酒類業者に対し、未成年者への販売の禁止の周知を徹底するとともに、酒類の特殊性とリスクについての知識の習得を含め、適正な販売管理の確保が図られるよう、酒類販売管理研修の定期的な受講を強く促す。

なお、酒類業者には、致酔性、依存性等の酒類の特殊性を踏まえた販売価格を設定することが望まれる。

【国税庁】

○酒類を販売又は供与する営業者による 未成年者への酒類販売・供与について、指導・取締りの強化を図る。

【警察庁】

<p>(4) 提供 ○風俗営業等の管理者に対し、管理者講習等を通じて <u>20 歳未満の者</u>への酒類提供の禁止の周知を徹底する。 【警察庁】</p> <p>○風俗営業を営む者等による営業所での <u>20 歳未満の者</u>への酒類提供について、指導・取締りの強化を図る。 【警察庁】</p> <p>(5) 少年補導の強化 ○酒類を飲用等した少年の補導の強化を図る。 【警察庁】</p>	<p>(4) 提供 ○風俗営業管理者等に対し、管理者講習等を通じて未成年者への酒類提供の禁止の周知を徹底する。 【警察庁】</p> <p>○風俗営業を営む者等による営業所での未成年者への酒類提供について、指導・取締りの強化を図る。 【警察庁】</p> <p>(5) 少年補導の強化 ○酒類を飲用等した少年の補導の強化を図る。 【警察庁】</p>
---	--

5. アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等

(現状等)

飲酒運転を繰り返す者には、その背景にアルコール依存症の問題がある可能性があること、また、アルコール依存症が自殺の危険因子の一つであることが指摘されている。さらに、飲酒の結果、理性の働きが抑えられること等による暴力との関係、身体運動機能や認知機能が低下することによる様々な事故との関連も指摘されている。

このため、アルコール健康障害に関連して飲酒運転、暴力行為、虐待、自殺未遂等をした者に対し、必要に応じて、適切な支援をしていくことが求められている。

(目標)

飲酒運転等をした者やその家族について、精神保健福祉センターや保健所等を中心とした地域の関係機関の連携により、適切な支援につなぐ体制を構築することを目標として以下の施策を実施する。

(1) 飲酒運転をした者に対する指導等

○飲酒運転をした者について、アルコール依存症等が疑われる場合には、地域の実情に応じ、精神保健福祉センター・保健所等を中心として地域の関係機関が連携し、当該飲酒運転をした者を、アルコール関連問題の相談や自助グループ等の行う節酒・断酒に向けた支援、専門医療機関等における治療につなぐための取組を推進する。

また、飲酒運転をした者の家族についても、その求めに応じ同様の取組を推進する。

【警察庁、厚生労働省<障害保健福祉部>】

○飲酒運転をした者に対する取消処分者講習において、地域の相談・治療機関リストの提供や、自助グループの活用等により、アルコール依存症のおそれのある者が、相談や治療を受けにくききっかけとなるよ

5. アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等

(現状等)

飲酒運転を繰り返す者には、その背景にアルコール依存症の問題がある可能性が、また、アルコール依存症が自殺の危険因子の一つであることが指摘されている。さらに、飲酒の結果、理性の働きが抑えられること等による暴力との関係、身体運動機能や認知機能が低下することによる様々な事故との関連も指摘されている。

このため、アルコール健康障害に関連して飲酒運転、暴力行為、虐待、自殺未遂等をした者に対し、必要に応じて、適切な支援をしていくことが求められている。

(目標)

飲酒運転等をした者やその家族について、精神保健福祉センターや保健所等を中心とした地域の関係機関の連携により、適切な支援につなぐ体制を構築することを目標として以下の施策を実施する。

(1) 飲酒運転をした者に対する指導等

○飲酒運転をした者について、アルコール依存症等が疑われる場合には、地域の実情又は必要に応じ、精神保健福祉センター・保健所等を中心として地域の関係機関が連携し、当該飲酒運転をした者を、アルコール関連問題の相談や自助グループ等の行う節酒・断酒に向けた支援、専門医療機関等における治療につなぐための取組を推進する。

飲酒運転をした者の家族については、その求めに応じ同様の取組を推進する。

【警察庁、厚生労働省<障害保健福祉部>】

○飲酒運転をした者に対する取消処分者講習において、地域の相談・治療機関リストの提供や、自助グループの活用等により、アルコール依存症のおそれのある者が、相談や治療を受けにくききっかけとなるよ

<p>う更なる取組を行う。</p> <p style="text-align: right;">【警察庁】</p> <p>○飲酒運転事犯者に対しては、<u>刑事施設や保護観察所における指導等を行う際に、社会内での相談機関の紹介や自助グループ等の支援活動、医療機関等の専門治療につなげる取組を引き続き推進する。</u></p> <p style="text-align: right;">【法務省】</p> <p>○飲酒運転をした者について、<u>年齢層や要因・背景等の分析を行い、その結果を積極的に広報する。</u></p> <p style="text-align: right;">【警察庁】</p> <p>○地域における連携の推進に資するため、先進的な取組事例を収集し、周知する。</p> <p style="text-align: right;">【厚生労働省<障害保健福祉部>】</p> <p>(2) 暴力・虐待・自殺未遂等をした者に対する指導等</p> <p>○暴力・虐待、酩酊による事故又は自殺未遂等の問題を起こした者について、アルコール依存症等が疑われる場合には、地域の实情に応じ、精神保健福祉センター・保健所等を中心として地域の関係機関が連携し、当該暴力・虐待等の問題を起こした者及びその家族を、アルコール関連問題の相談や自助グループ等の行う節酒・断酒に向けた支援、専門医療機関等における治療につなぐための取組を推進する。</p> <p style="text-align: right;">【警察庁、厚生労働省<障害保健福祉部（子ども家庭局、老健局）>】</p>	<p>う更なる取組を行う。</p> <p style="text-align: right;">【警察庁】</p> <p>○飲酒運転事犯者に対しては、<u>刑務所や保護観察所における指導等を行う際に、社会内での相談機関の紹介や自助グループ等の支援活動、医療機関等の専門治療につなげる取組を推進する。</u></p> <p style="text-align: right;">【法務省】</p> <p>○飲酒運転事犯者に対するアルコール依存回復プログラム等の効果検証を行う。</p> <p style="text-align: right;">【法務省】</p> <p>○飲酒運転をした者について、年齢層や要因・背景等の分析を行う。</p> <p style="text-align: right;">【警察庁】</p> <p>○地域における連携の推進に資するため、先進的な取組事例を収集し、周知する。</p> <p style="text-align: right;">【厚生労働省<障害保健福祉部>】</p> <p>(2) 暴力・虐待・自殺未遂等をした者に対する指導等</p> <p>○暴力・虐待、酩酊による事故又は自殺未遂等の問題を起こした者について、アルコール依存症等が疑われる場合には、地域の实情又は必要に応じ、精神保健福祉センター・保健所等を中心として地域の関係機関が連携し、当該暴力・虐待等の問題を起こした者又はその家族を、アルコール関連問題の相談や自助グループ等の行う節酒・断酒に向けた支援、専門医療機関等における治療につなぐための取組を推進する。</p> <p style="text-align: right;">【警察庁、厚生労働省<障害保健福祉部（雇児局、老健局）>】</p>
---	--

○アルコール依存症が自殺の危険因子の一つであることに鑑み、自殺総合対策大綱（平成 29 年 7 月 25 日閣議決定）に基づき、その背景にある社会的・経済的要因の視点も踏まえつつ、アルコール問題に関する関係機関等とも連携し、啓発、相談窓口の整備、人材養成、自殺未遂者の再度の自殺企図の防止等の自殺対策を推進する。

【厚生労働省＜社会・援護局＞】

○地域における連携の推進に資するため、先進的な取組事例を収集し、周知する。

【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】

○アルコール依存症が自殺の危険因子の一つであることに鑑み、自殺総合対策大綱（平成 24 年 8 月 28 日閣議決定）に基づき、その背景にある社会的・経済的要因の視点も踏まえつつ、アルコール問題に関する関係機関等とも連携し、啓発、相談窓口の整備、人材養成、自殺未遂者の再度の自殺企図の防止等の自殺対策を推進する。

【厚生労働省＜社会・援護局＞】

○地域における連携の推進に資するため、先進的な取組事例を収集し、周知する。

【厚生労働省＜障害保健福祉部＞】